

2015年1月28日

山形県知事
吉村美栄子 様

最上小国川の清流を守る会
共同代表 高桑順一
川辺孝幸
草島進一

最上小国川ダム 本体工事入札の中止を求める要請

流水型の最上小国川ダムの環境影響について、県が「環境に影響が少ない。アユの生息に影響がない」等の根拠としていた最上小国川流域環境保全協議会の報告に対して昨年8月1日、川那部 浩哉、竹門 康弘、朝日田 卓、高橋 勇夫らの魚類生態学者が「アユそのものに関する調査や検討が全く存在しない」と調査の信憑性に対する問題を指摘し、「ピークカット率が高い小国川ダムでは、洪水攪乱規模の減少を通じて、下流河川の生態環境は確実に変化すると考えられる。その結果、ヤマメ・サクラマス産卵床やアユの生息環境への影響や、鮎の品質を低下させる可能性は否定できない。長期的な観点から経済損失を検討し、事業計画の経済効果の計算に組み入れることが必要である。」と結論した。この最新の知見に対して県はなんら反論できておらず、こうした最新の知見を排除したままダム建設を推し進めることは許されない。

又、複数の温泉の専門家や河川工学者らによって「温泉湯脈に影響することなく河道改修は可能である」ということが立証される中で、環境影響が少なく、内水氾濫の根本対策になり、護岸修復や温泉街の再生にも役立つ「ダムに拠らない治水方策」については、有効性が指摘されながらも検証が未だ不十分な段階である。真の治水をかなえ、持続可能な地域づくりのための選択のための議論が甚だ不十分である。

以上を踏まえ、拙速な本体工事入札の中止を求める。

2015年1月28日

山形県知事
吉村美栄子 様

ダムに依らない治水と漁業振興を求める小国川漁協組合員の会

共同代表 渡部陽一郎

三井和夫

下山久伍

最上小国川ダム建設の本体入札中止と漁業補償協議を求める緊急要請

県は昨年9月28日の小国川漁協の総代会決議の結果より、漁業権をもつ漁協が同意したとしてダムに着工しようとしている。しかし、それに対して私たち組合員有志は全く同意しておらず、このままのダム着工は、財産権の侵害行為であると断言する。

去る10月31日、また11月21日、私たちはそれを表明し、漁業補償等の算定根拠などの説明を求め協議を要請した。

しかし、未だ説明も協議もなされていない。このまま、ダム本体工事の入札を行う事は言語道断であり断固抗議する。

組合員がもつ漁業行使権は、物権的権利であり、その侵害は刑罰の対象となると漁業法143条にある。県は根拠なくその権利を無視したままである。財産権を侵害するには補償が必ず必要であり、補償なくして侵害することは違法である。

昨年9月の漁業補償に関する漁協の意思決定の際、漁協組合員には全く説明周知が計られず、同意も求められていない。特に漁を生活の糧にする組合員にとって今般の漁協決議は、明らかに無権代理行為に過ぎず、財産権を侵害される者の追認がないと無効と考える。

以上、拙速な本体着工の入札を見直し、改めてこうした法律上の解釈、また漁協に提示した「補償額113万円」の算定根拠等についての説明、協議を改めて要請する。